

森林土木工事の技術検討に関する協定書

埼玉県農林部長（以下「甲」という）と埼玉県森林土木建設業協会会長（以下「乙」という）は、森林土木工事の技術検討について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、別表に掲げる県地域機関の長（以下「丙」という）が森林土木工事（治山、森林管理道）を設計するにあたり、現場施工に係る専門的知識と経験を有する乙と技術検討を行うことで、現場状況に応じた適切な設計積算の実施のほか、工事の安全及び円滑な施工の確保と併せて、森林土木工事に係る者の技術力の向上に資することを目的とする。

（検討の対象）

第2条 この協定は、現場条件に応じて安全かつ円滑に工事を施工するために、現場条件に整合した仮設工や施工順序等を含む施工計画等の技術検討を必要とするものを対象とする。

2 甲又は丙は、技術検討を求める事象が生じた場合には、乙と事前に協議し、乙の了解が得られた場合のみ依頼できるものとする。

（検討の要請）

第3条 甲又は丙は、技術検討を依頼する場合には、乙に対し「技術検討依頼書」（様式第1号）により依頼するものとする。

（技術員の派遣）

第4条 乙は、技術検討を応諾する場合には、埼玉県森林土木建設業協会（以下「協会」という）の構成会員（以下「会員」という）から複数名選定（以下「派遣技術員」という）し、「技術検討の応諾及び派遣技術員について」（様式第2号）により甲又は丙に通知する。

なお、派遣技術員は協会を代表する者であり、技術検討に参加したことにより何ら特別な権利等は生じないものとする。

（技術検討の方法）

第5条 甲又は丙は、乙より通知された派遣技術員に対し、技術検討の日程調整を行うとともに、国及び県の技術基準等を踏まえた上で、技術検討の趣旨、内容、現地の写真、計画図等、必要な資料を整理し、事前に提供するものとする。

2 甲又は丙は、技術検討に当たり、必要に応じてコンサルタント等の同席を求めることが出来るものとする。

（技術検討の結果）

第6条 甲又は丙は技術検討を実施した場合には、打ち合わせ記録簿を作成し、乙又は派遣技術員に確認を求める。

2 打ち合わせ記録簿の作成に際し、技術的資料の作成等で乙又は派遣技術員の過度な負担とならないように配慮する。

（経費）

第7条 甲又は丙は、技術検討に要する経費を乙に支払う。

2 経費の額は、毎年度甲乙協議して決定する。

(協会内での情報共有)

第8条 この協定に基づき技術検討を行った場合は、乙は実施した内容について、すみやかに会員に対し情報の共有を行うこととする。

(技術検討に係る情報の公開)

第9条 丙は技術検討を行う3日前までに様式第3号により概要をホームページで公開するものとする。ただし、災害発生時の対応等で緊急を要する場合はこの限りではない。

2 丙は乙と調整のうえ、技術検討の結果を様式第4号によりホームページで公開するものとする。

(工事入札参加資格要件)

第10条 甲又は丙は、技術検討を実施した現場について工事を発注する場合、工事入札参加資格条件等に関し公平性を保たなければならない。

(協定の効力)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和4年11月24日

甲 埼玉県

乙 埼玉県森林土木建設業協会

別表

川越農林振興センター所長

秩父農林振興センター所長

寄居林業事務所所長

埼玉県森林土木建設業協会会長 様

(埼玉県農林部長又は地域機関の長)

技術検討依頼書

森林土木工事の技術検討に関する協定書第3条に基づき、下記のとおり技術検討を依頼します。

記

1 技術検討の場所

地区／

地内

2 計画する工種・工法・数量等

3 技術検討の内容

担当者

所 属 :

職・氏名 :

連絡先 :

(埼玉県農林部長又は地域機関の長)

埼玉県森林土木建設業協会会長

技術検討の応諾及び派遣技術員について

年 月 日付け 第 号で依頼のあった技術検討の実施については応諾します。
また、森林土木工事における技術検討に関する協定書第4条に基づき、下記のとおり派遣技術員を選定しました。

記

	派遣技術員	担当者	連絡先
1			
2			
3			
4			
5			

担当：埼玉県森林土木建設業協会 ○○○

電話：○○-○○-○○

技術検討の結果について

では、「森林土木工事の技術検討に関する協定書※」に基づき、次のとおり森林土木工事の技術検討を実施しました。

1 技術検討の場所

地区／

地内

2 計画する工種・工法・数量等

3 技術検討の内容

4 実施日

年 月 日 ()

5 参加した埼玉県森林土木建設業協会会員

6 検討結果

検討事項	検討結果

※「森林土木工事の技術検討に関する協定書」は、狭隘で急峻な山間地域において行う森林土木工事（治山工事・森林管理道工事）を埼玉県が設計するにあたり、現場施工に係る専門的知識と経験を有する埼玉県森林土木建設業協会と技術検討を行うことで、現場状況に応じた適切な設計積算の実施のほか、工事の安全及び円滑な施工の確保と併せて、森林土木工事に係る者の技術力の向上に資することを目的として、令和4年11月24日に締結したものです。